

⑦ 届出に当たっての留意事項

FAX報告カードの記入方法です。(他の電子的な届出を行う場合であっても、入力ミスのないように報告カードに記入後に入力することをお勧めします。)

- (1) 出生報告も、子牛の出生後1週間以内に、耳標を子牛の両耳に装着し、出生報告カードに記入し報告してください。

子牛の装着した耳標の番号(10桁)を記入してください。

- ①あなたの耳標であることを確認し装着してください。
- ②パソコン報告を利用している場合は、「自農場の個体識別データ」をクリックすると、未装着耳標が確認できます。
- ③他の管理者から譲り受け、耳標の管理換が必要な場合は、都道府県畜産主務課に連絡してください。

あなたの農家コードを入力してください。

- ①農家コードは銀行の口座番号のようなものであり変更することは出来ません。
- ②しかし、(独)家畜改良センターに登録されている電話番号等の変更は可能ですので、最寄の地方農政局農政事務所にご相談ください。

耳標装着牛の生年月日を記入してください。

- ①電話応答システムで報告する場合は、該当する数字を○で囲んでください。
- ②登記簿、家畜共済台帳と生年月日が異なることによる修正が多いので注意願います。

該当する数字を○で囲んでください。

- ①外部生殖器により「雄」・「雌」のどちらかに判定します。
(フリーマーチンも同様)

外部生殖器	牛トレーサビリティ法での報告
オス(♂)	1. オス
メス(♀)	2. メス

分娩した母牛に装着している耳標の個体識別番号です。

受精卵移植の場合	
母牛	牛トレーサビリティ法での報告
供卵牛	×
受卵牛	○

- 該当する数字を○で囲んでください。
- ①種別の判定基準等は、「種別(品種)区分について」(次ページ)をご覧ください。

出生報告カード

農家コード	
個体識別番号	(04桁/3桁)
生年月日	平成 年 月 日 1月1日 12時 20分 22時 45分 45秒 100μ秒
雌雄の別	1. オス 2. メス
母牛個体識別番号	(04桁/3桁)
種別	1. ホルスタイン種 2. ジャージー種 3. 交雑種(肉専用種×乳用種) 4. 黒毛和種 5. 純毛和種 6. 日本短角種 7. 謝肉和種 8. 黒毛和種×純毛和種 10. 和牛種交雑種(8種外) 11. 肉専用種(4~100以外) 12. 未用種)及び未判別

牛トレーサビリティ法上は、出生直後(おおむね1週間以内)に死亡した牛の届出の必要はありませんが、各種の助成事業等によっては、出生報告が必要な場合もありますので、関係機関にご相談ください。

【その他の注意事項】

- ①出生報告カードは、当該牛が死亡又はと畜がされるまで保存してください。
- ②登録完了後、「登録決定通知書」をFAX送信しますので、届出内容を確認してください。
- ③届出後、10日程度経過しても、「登録完了通知」が届かない場合は、(独)家畜改良センターにお問合せください。
- ④出荷直前の届出はトラブルの原因となりますので、出生後、速やかに届出をしてください。
- ⑤電話応答システムで生年月日を報告するとき、報告日の4日以上前の出生報告は和暦で報告します。
(例：平成17年9月1日に出生した場合「170901」入力)

種別（品種）の区分について

父牛と母牛の種別区分の整理

(本表の数字は、報告の際の種別コードと一致していますので、ご活用ください。)

区 分		肉 専 用 種							乳 用 種			※
種別番号		4	5	6	7	8	10	11	1	2	12	3
父の種別 母の種別		黒 毛 和 種	褐 毛 和 種	日 本 短角種	無 角 和 種	黒 毛 × 褐 毛	和牛間 交雑種	肉 専 用 種	ホルス タイン 種	ジャ- ジー種	乳用種	交雑種
肉 専 用 種	4 黒毛和種	4	8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	5 褐毛和種	8	5	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	6 日本短角種	10	10	6	10	10	10	11	3	3	3	11
	7 無角和種	10	10	10	7	10	10	11	3	3	3	11
	8 黒毛×褐毛	8	8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	10 和牛間交雑種	10	10	10	10	10	10	11	3	3	3	11
	11 肉専用種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11
乳 用 種	1 ホルスタイン種	3	3	3	3	3	3	3	1	12	12	3
	2 ジャ-ジー種	3	3	3	3	3	3	3	12	2	12	3
	12 乳用種	3	3	3	3	3	3	3	12	12	12	3
※	3 交雑種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11

※は乳用種×肉専用種 (F1)

【種別の判定基準】

①肉専用種及び乳用種の区分の中で、更に品種等を届ける場合、次のような種別を証明する書類が発行されているか、もしくは発行が見込まれることが必要となります。

例：子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書、熊本県畜産協会が発行する和子牛証明書など

②ホルスタイン種で書類がない場合は、以下のすべての要件を満たしているか判断してください。

- (1) 腹部及び尾房白色であり、
- (2) 四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛が取り巻いていないこと